

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯
生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)
Q & A

令和3年5月28日版

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課母子家庭等自立支援室

目次

1. 総論

- 問1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の趣旨及び事務の性格は何ですか。
- 問2 給付金の法的性格は何ですか。
- 問3 給付金の支給の実施に当たり、各都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。
- 問4 福祉事務所を設置していない町村においても、給付金の支給事務は発生しますか。
- 問5 給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。
- 問6 給付金は、課税の対象となりますか。
- 問7 生活保護の被保護者に給付金が支給された場合、当該給付金は、当該被保護者の収入として認定されますか。
- 問8 給付金は、差押えの対象となりますか。
- 問9 申請書等の関係書類について、保存期間は何年になりますか。
- 問10 給付金支給事業実施要綱を作成する際に、都道府県等が独自に審査項目を設定することは可能ですか。

2. 支給対象者・支給額

（1）共通

- 問11 支給対象者に外国人の方は含まれますか。
- 問12 児童扶養手当受給者に係る給付金の対象者について、支給対象者を令和3年4月分の児童扶養手当受給者としている理由は何ですか。
- 問13 児童扶養手当の支給を受ける養育者は、給付金の支給対象となりますか。
- 問14 給付金のうち、令和3年4月分の児童扶養手当受給者への給付金及び公的年金給付等受給者への給付金について、令和3年4月1日以降に支給対象者において以下の①～③のような状況の変化が生じた場合、給付金の取扱いはどのようになりますか。
- ① 支給対象者が死亡した場合
- ② 支給対象者が海外に転出した場合
- ③ 支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合
- 問15 給付金の支給後に、令和3年4月分の児童扶養手当が遡って支給停止となった場合は、給付金を返還させる必要がありますか。
- 問16 給付金の支給後に、令和3年4月分の児童扶養手当の不正受給が発覚し、返還請求を行うこととなった場合には、給付金も返還させることとなりますか。
- 問17 現況届が未提出であり、令和3年4月分の児童扶養手当の支払いを差し止めている者についても、給付金の支給対象者となりますか。
- 問18 遺族年金の受給権について係争中のため、令和3年3月31日時点で児童扶養手当の支払いを差し止めている者について、給付金を支給できますか。

問 19 令和3年3月31日時点において、児童扶養手当の認定保留中の者の取扱いはどのようになりますか。

問 20 市町村民税の修正申告等により、令和元年所得額に変動があった場合の取扱いはどのようになりますか。

問 21 令和3年4月時点で児童と別居しており、別居監護で児童扶養手当を受給している者については、その児童の住所地の都道府県等ではなく、受給者の住所地の都道府県等で支給することになりますか。

問 22 令和3年4月分の児童扶養手当を国が支給する児童扶養手当受給者（以下「旧法認定者」という。）については、給付金の支給はどのようになりますか。

（3）公的年金給付等受給者対象給付金

問 23 なぜ、給付金は、法第13条の2の規定による支給停止を受けている者を対象とするのですか。

問 24 公的年金給付等受給者用及び家計急変者用の給付金に係る申請書において、「5. 児童扶養手当の支給要件」のうち、「父または母が障害の状態にある場合の児童」については、添付書類として障害年金に係る年金証書等とされていますが、障害等級が1級以外の場合は認められませんか。児童扶養手当の診断書省略ができるケースに該当しない場合はどのように判定することになりますか。

問 25 公的年金給付等受給者用及び家計急変者用の給付金に係る申請書において、「5. 児童扶養手当の支給要件」のうち、「父または母が引き続き1年以上遺棄している児童」、「父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童」、「父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童」については、事実認定はどのように行えばよいですか。

問 26 申請者本人は年金を受けていないが、申請者が監護等する児童が年金を受けている場合、申請書と簡易な収入額の申立書はどのように記入したらよいですか。

（4）家計急変者対象給付金

問 27 給付金の支給対象者のうち、家計急変者に対する支給の趣旨は何ですか。

問 28 新型コロナウイルス感染症の影響について、どのように確認すればよいですか。

問 29 家計の急変とは具合的にはどのような変化を指しますか。

問 30 家計急変者を判定するための具体的な基準について教えてください。

問 31 申請者に法第10条又は第11条に規定する配偶者や扶養義務者がおり、申請者本人分の「簡易な収入見込額の申立書」と扶養義務者等に係る「簡易な収入見込額の申立書」（扶養義務者等分）を提出する場合、それぞれ具体的な基準を満たす必要があるのでしょうか。

問 32 1年間の収入見込額について、令和2年2月以降の任意の1か月の収入額を基に推定することとしたのはなぜですか。

問 33 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額は、収入として得る予定の見込額によることとしてもよいのでしょうか。

問 34 申請者が選定する任意の1か月は、令和2年2月以降かつ申請月以前であれば、（令和2年度に家計急変者対象の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給した際に選定した月など）どの月を選定してもよいですか。

- 問 35 家計急変者として、令和 2 年度の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給した者が、今回も家計急変者として給付金の申請をする場合、添付書類の省略は可能ですか。
- 問 36 「任意の 1 か月」については、暦通りの月を指しますか。
- 問 37 給与所得者で月末締め翌月払いであるなど、令和 2 年 1 月分の給与が同年 2 月に支払われる場合に、この 2 月に支払われた給与を対象として判定を行ってもよいのでしょうか。
- 問 38 任意の 1 か月の収入額について、どのように 12 か月換算すればよいですか。
- 問 39 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用) について、設定した任意の 1 か月が年金支払月でない場合には、年金収入は記載しなくてもよいですか。
- 問 40 令和 2 年 2 月以降で収入が無かった月を任意の 1 か月として設定する申請がなされた場合、給付金の対象となりますか。
- 問 41 令和 2 年 2 月以降、申請時点までに自己都合により退職したため、収入が減少した場合も、給付金の対象となりますか。
- 問 42 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用) の確認事項欄にある、「今後 1 年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後 1 年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。」については、どのような場合が該当しますか。
- 問 43 法第 9 条から第 11 条に定める「扶養親族等」及び「扶養親族等でない児童」の数について、いつの時点で判定すればよいですか。また、法第 10 条及び第 11 条で規定する配偶者及び扶養義務者の有無については、いつの時点で判定すればよいですか。これらの事実確認についてどのような方法により行えばよいですか。
- 問 44 例えば、令和 3 年 9 月に同年 3 月分の収入額に基づく年間収入見込額により判定を行う受給資格者が、同年 5 月に扶養義務者を得た場合、当該扶養義務者の収入についても判定する必要があるのでしょうか。
- 問 45 申請者の法第 4 条に規定する支給要件については、いつの時点で判定すればよいですか。また、どのように事実確認を行えばよいですか。
- 問 46 給付金の支給要件を判定するために確認する任意の 1 か月の収入については、申請者並びに当該者に法第 10 条及び第 11 条で規定する配偶者や扶養義務者がいる場合の当該扶養義務者等について、同じ月を設定することになりますか。
- 問 47 具体的な基準に基づく判定において、収入ではなく、控除額が多い等の理由により、申請者が所得による判定を希望した場合には、当該所得により判定してよいか。
- 問 48 支給要領の第 2 の 3 において規定されている「その他 1 及び 2 に規定する者と同様の事情にある者」とは、どのような状況にある者が想定されますか。
- 問 49 支給要領の第 2 の 3 において規定されている「その他 1 及び 2 に規定する者と同様の事情にある者」に該当する者が、自身の収入の状況等の詳細について記載する申立書について、様式が定められていないのはなぜですか。
- 問 50 家計急変者対象の給付金の申請において、令和 3 年 4 月以降に児童扶養手当の支給要件に該当するに至った者が、婚姻(事実婚を含む)解消前の時点の自身の収入(無収入)を任意の 1 か月の収入として設定することはできますか。

問 51 勤労学生控除は、所得が 65 万円以下の場合に受けられるが、任意の 1 か月の収入を 12 倍して所得を計算した場合に、その額が 65 万円以上になった場合には、控除はできないものとして取り扱ってよいですか。

3. 公的年金給付等受給者又は家計急変者としての支給要件への該当性を判定する収入・所得

問 52 法に規定する支給の制限に用いられる所得ではなく、収入で判定することとしたのはなぜですか。

問 53 収入の範囲は、具体的にどのようなものになりますか。

問 54 各種控除等の適用状況によって同じ収入の額であっても所得の額が異なることがありうるが、収入の申立書様式に示されている扶養人数ごとの基準額表のように一律の基準で判断して問題ないのですか。

問 55 「簡易な収入（見込）額の申立書」（申請者本人用）に記載する年金相当収入額について、児童扶養手当相当額を差し引くのはなぜですか。

問 56 収入の額を確認する添付書類としてどのようなものが考えられますか。

問 57 賞与や持続化給付金などの臨時的な収入は、給付金の支給要件を判定するための収入の範囲に含まれますか。

問 58 「簡易な収入見込額の申立書」では、申請者本人分について記載することが前提とされていますが、申請者本人分だけで判定するのですか。

問 59 「簡易な収入見込額の申立書」（扶養義務者用）について、生計を同じくする扶養義務者が複数人いる場合、全員分について提出する必要がありますか。

問 60 所得により判定を行う場合、当該所得の計算の前提となる収入の範囲は、どのような内容になりますか。

問 61 令和元年は年金を受給していなかったが、令和 2 年から年金を受給し始めた場合、「簡易な収入額の申立書」に記載する年金収入は 0 円になりますか。

問 62 一般的に、給与所得者などは源泉徴収のみで課税関係が終了することから、各種控除等の計算を行うことは困難ではないでしょうか。

問 63 「簡易な所得見込額の申立書」の添付書類として、控除額が分かる書類は必要ですか。

問 64 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者からの申請受付において、収入ではなく、控除額が多い等の理由により、申請者が所得による判定を希望した場合には、「簡易な所得額の申立書」の提出を求め、令和元年の所得額について確認することとされていますが、これに代えて、税情報や公的年金情報等の公簿等により確認を行うこととしてもいいですか。

4. 広報関係

問 65 給付金の支給要件等に関する周知について、広報チラシ等の参考例は国から示されますか。

問 66 家計が急変した者等への申請勧奨等を行う際、児童扶養手当の受給資格者等に関する情報を利用することはできますか。

問 67 令和 3 年 7 月に児童扶養手当の新規認定請求を行った児童扶養手当受給資格者については、現況届の手続をする必要はありませんが、家計が急変した者等への給付に係る申請勧奨はどのように対応すればよいですか。

5. 支給事務

- 問 68 令和3年4月分児童扶養手当受給者へ支給の申込みに関する通知を送付する際、受給拒否のための届出書は同封せず、ホームページに掲載して周知する方法でもよいですか。
- 問 69 児童扶養手当受給者への給付の受給拒否のための届出書を誤って返送してきた対象者について、当該受給拒否の取下げを認めることはできますか。
- 問 70 公的年金給付等受給者及び家計急変者対象の給付金に係る申請受付開始日について、国から統一的に示されますか。
- 問 71 公的年金給付等受給者及び家計急変者対象の給付金に係る申請期限は、令和4年2月28日までの最大限の期間で設定するようにした方がよいか。
- 問 72 申請期限を設ける場合、申請期日の消印有効とするのか、それとも申請期限までに郵送されてきたものを有効（期日必着）とするのですか。
- 問 73 給付金の支給日については任意に設定してよいですか。また、申請が必要な給付金は審査が終わった者から随時支払いを行っても差し支えないですか。
- 問 74 DVにより、住民票を転入前の住所地から移動していない場合、生活実態のある避難先の都道府県等に給付金の申請をすることはできますか。
- 問 75 児童扶養手当の新規認定請求の際に戸籍等を提出させており、これを都道府県等が保存している場合は、申請者から改めて提出は求めない取扱いとしても差し支えありませんか。
- 問 76 法第27条の規定により、給付金の申請時に提出する戸籍について、市町村が戸籍事項を無料で証明することはできますか。
- 問 77 公的年金給付等受給者への給付金について、年金証書や通帳等で年金の受給状況が確認できない場合は、年金事務所への照会が必要となりますか。
- 問 78 住所を変更する者については、どのように対応すればよいですか。
- 問 79 支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。
- 問 80 令和3年4月分児童扶養手当受給者への給付金の支給について、支給対象者の同意があれば、児童扶養手当の支給口座へ振込みを行うことはできますか。
- 問 81 振込口座は、支給対象者の口座に限ることとなりますか。
- 問 82 口座振込の名義は、例えば「コソダテシエンタイサクトクベツキュウフキン」として別建てする必要がありますか。
- 問 83 振込みを行ったことの通知は発送しなければいけませんか。
- 問 84 全国統一の振込手数料を設定する予定はありますか。
- 問 85 申請が必要となる給付金については、代理申請は認められますか。
- 問 86 申請書や簡易な収入額の申立書の書式等は、自治体の判断で修正・追記等を行ってもよいですか。

6. 予算関係

- 問 87 事業費補助金及び事務費補助金の交付対象自治体はどのようになりますか。
- 問 88 事務費補助金の対象経費はどのようになりますか。
- 問 89 10/10補助となっていますが、事務費補助金についての上限はありますか。
- 問 90 事務費補助金の対象とならないものはありますか。

問 91 児童扶養手当と併せて広報・勸奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようにになりますか。

問 92 正規職員の超過勤務手当等に係る事務費の取扱いはどのようにになりますか。また、会計年度任用職員及び臨時的任用職員が給付金の支給に係る業務と他の業務を兼ねている場合の事務費の取扱いはどのようにになりますか。

問 93 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。

問 94 交付申請はいつまでに行わなければなりませんか、また交付決定はいつ頃の予定ですか。

問 95 交付額については、見込み額であり、支払後精算を行うという理解でよいですか。

問 96 交付申請書に歳入歳出補正予算見込み書等抄本を添付しなければ交付申請できませんか。

問 97 国から提示のあった交付決定額は、補正後の歳出予算として必ず計上しなければなりませんか。

7. ひとり親世帯分とその他の子育て世帯分の併給調整等

問 98 子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分と、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分（以下「その他世帯分」という。）双方の支給要件を満たすひとり親世帯に対しては、両方の給付金を支給して差し支えありませんか。

問 99 子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分と、その他世帯分双方の支給要件を満たすひとり親世帯に対しては、どちらの給付金を優先して支給することになりますか。

問 100 子Cにつき令和3年4月分の児童手当を受給しているAが令和3年度住民税非課税である場合、Aに子Cについてのその他の子育て世帯分の給付金が積極支給された後、離婚し、Aの配偶者であったBが子Cを監護等している場合、当該Bが家計急変者の要件を満たしていれば、ひとり親世帯分の給付金を支給できますか。

問 101 子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分を受給した後、出産等で受給者が監護等する児童が増えた場合、増えた児童の分の給付金を追加で支給できますか。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) Q & A

1. 総論

問1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の趣旨及び事務の性格は何ですか。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えています。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化しています。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給するものです。
- また、事務の性格は自治事務になります。

問2 給付金の法的性格は何ですか。

（答）

- 法的性格は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約（民法第549条）となります。

問3 給付金の支給の実施に当たり、各都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。

（答）

- 円滑な支給事務を進めていく上で、都道府県等における事業の基本的な仕組み等を実施要綱等の形で定めることが適当であると考えます。
なお、国より実施要綱（例）をお示ししていますので、各都道府県等において実施要綱を作成される際はご参照ください。

問4 福祉事務所を設置していない町村においても、給付金の支給事務は発生しますか。

（答）

- 福祉事務所を設置していない町村に住所地を有する支給対象者については、都道府県から給付金の支給を行うこととなりますが、給付金の周知広報や申請受付事務等については、児童扶養手当に係る支給事務と同様に、当該町村にもご協力をお願いすることとなります。

問5 給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

（答）

- 給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の

対象とはならないと考えます。

問6 給付金は、課税の対象となりますか。

(答)

- 所得税法（昭和40年法律第33号）における非課税所得に該当し、課税の対象とはなりません。

問7 生活保護の被保護者に給付金が支給された場合、当該給付金は、当該被保護者の収入として認定されますか。

(答)

- 給付金が生活保護の被保護者に支給された場合は、収入認定しない取扱いとなります。
なお、生活保護は他法他施策を優先することから、ひとり親家庭である生活保護の被保護者については、児童扶養手当や公的年金給付等の活用が求められますが、一方で児童扶養手当は前年の所得を元に給付の対象を判断するため、児童扶養手当の受給開始前に生活保護の被保護者となった場合には、「ひとり親家庭ではあるが児童扶養手当や公的年金給付等を受給していない生活保護の被保護者」となる場合があります。
このため、支給要領の第2の3に規定する家計急変者に該当すれば、生活保護の被保護者であっても、給付金の申請が可能となります。

問8 給付金は、差押えの対象となりますか。

(答)

- 「令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和3年法律第21号。令和3年4月21日施行。）に基づき、給付金は差し押さえることはできません。

問9 申請書等の関係書類について、保存期間は何年になりますか。

(答)

- 各都道府県等の公文書管理規則の規定に従って、保存してください。

問10 給付金支給事業実施要綱を作成する際に、都道府県等が独自に審査項目を設定することは可能ですか。

(答)

- 独自に審査項目を設定することは差し支えありませんが、簡易に、かつ、迅速に支給する趣旨に鑑み、申請者等に過度な負担を課すような審査項目を設定することは適切ではないと考えます。

2. 支給対象者・支給額

(1) 共通

問 11 支給対象者に外国人の方は含まれますか。

(答)

- 外国人であっても、給付金の支給要件に該当する場合は、支給対象者に含まれます。

(2) 令和3年4月分児童扶養手当受給者対象給付金

問 12 児童扶養手当受給者に係る給付金の対象者について、支給対象者を令和3年4月分の児童扶養手当受給者としている理由は何ですか。

(答)

- 児童扶養手当受給者に係る給付金は、令和3年5月に当該児童扶養手当受給者（全部支給停止者及び受給拒否届出書提出者を除く。）の口座に、本人の申請を要しないで直接振込むことを予定しており、直近の児童扶養手当受給者情報を活用するため、4月分の児童扶養手当受給者を対象とするものです。

したがって、児童扶養手当受給資格者が令和3年3月末までに児童扶養手当の新規認定請求をした場合は、前年所得や公的年金等が全部支給停止となる額未満であれば、4月分の児童扶養手当から支給を受けることとなるため、給付金の支給要件に該当することとなります。

一方、児童扶養手当受給資格者が令和3年3月末までに児童扶養手当の資格を喪失した場合は、4月分の児童扶養手当の支給を受けないため、給付金の他の支給要件に該当しない限り、支給対象とはなりません。

問 13 児童扶養手当の支給を受ける養育者は、給付金の支給対象となりますか。

(答)

- 対象となります。

問 14 給付金のうち、令和3年4月分の児童扶養手当受給者への給付金及び公的年金給付等受給者への給付金について、令和3年4月1日以降に支給対象者において以下の①～③のような状況の変化が生じた場合、給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 支給対象者が死亡した場合
- ② 支給対象者が海外に転出した場合
- ③ 支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合

(答)

- 給付金のうち、令和3年4月分の児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者への給付金の支給対象者において、令和3年4月1日以降に、上記①から③までに掲げる状況に変化した場合の取扱いは次のとおりです。

- ① 支給対象者が死亡した場合は、その者の監護等児童であった者が支給の対象となります（監護等児童であった者が2人以上いる場合は、そのうち1人が支給の対象となります）。
- ② 支給対象者が海外に転出した場合についても、原則として支給の対象となりますが、振込

口座については原則として支給対象者名義の国内の口座（児童扶養手当の振込口座等）に限る取扱いとします。

③ 支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合についても、支給の対象となります。

問 15 給付金の支給後に、令和3年4月分の児童扶養手当が遡って支給停止となった場合は、給付金を返還させる必要がありますか。

また、返還を求めたが、対象者から返還されない場合、都道府県等が債務負担することとなりますか。

(答)

○ 法第13条の2の規定に基づく支給停止であれば返還不要です。それ以外の規定に基づく支給停止の場合であって、給付金の他の支給要件も満たさない場合は、返還させる必要があります。

また、対象者から返還されない場合の債務負担の取扱いについては、現行の児童扶養手当制度と同様の考え方になります。

問 16 給付金の支給後に、令和3年4月分の児童扶養手当の不正受給が発覚し、返還請求を行うこととなった場合には、給付金も返還させることとなりますか。

(答)

○ 給付金のうち、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていることを要件とする給付については、受給資格を満たさないこととなるため、返還させる必要があります。ただし、給付金の他の支給要件を満たすことが確認できる場合は、返還させる必要はありません。

問 17 現況届が未提出であり、令和3年4月分の児童扶養手当の支払いを差し止めている者についても、給付金の支給対象者となりますか。

(答)

○ 現況届が未提出の場合は、現況届が提出されない限り、給付金のうち、令和3年4月分の児童扶養手当受給者であることを支給要件とする給付の対象者となるかどうかを確認できないため、まずは現況届の提出を促すこととし、それでもなお提出が行われず、給付金の他の支給要件にも該当しない場合は、不支給決定をすることとなります。

問 18 遺族年金の受給権について係争中のため、令和3年3月31日時点で児童扶養手当の支払いを差し止めている者について、給付金を支給できますか。

(答)

○ 差し止めが解除された場合には、支給することができます。また、給付金の他の要件に該当する場合には、対象者に該当するものとして支給して差し支えありません。

問 19 令和3年3月31日時点において、児童扶養手当の認定保留中の者の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 令和3年3月31日時点で認定保留中の者について、その後に認定がなされ、令和3年4月分の児童扶養手当が遡って支給されることとなった場合は、給付金の支給要件に該当します。

問20 市町村民税の修正申告等により、令和元年所得額に変動があった場合の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 令和3年4月分の児童扶養手当受給者として、給付金の支給を受けた者が、令和元年の市町村民税の修正申告等により、所得額が児童扶養手当に係る支給制限限度額を超えるに至った場合には、給付金の他の支給要件に該当する場合を除き、給付金の支給対象者には該当しないこととなり、当該給付金を支給済みの場合は、これを返還していただく必要があります。

また、所得額が児童扶養手当に係る支給制限限度額を超えていたため、児童扶養手当の全部支給停止となっていた者が、市町村民税の修正申告等により、児童扶養手当の一部支給又は全部支給に該当することとなった場合には、給付金の支給対象者となります。

※ 公的年金等の額に修正等があり、児童扶養手当の一部支給又は全部支給に該当することとなった場合についても、上記と同様の取扱いとなります。

問21 令和3年4月時点で児童と別居しており、別居監護で児童扶養手当を受給している者については、その児童の住所地の都道府県等ではなく、受給者の住所地の都道府県等で支給することになりますか。

(答)

- お見込みのとおりです。

問22 令和3年4月分の児童扶養手当を国が支給する児童扶養手当受給者（以下「旧法認定者」という。）については、給付金の支給はどのようになりますか。

(答)

- 旧法認定者の令和3年4月30日時点の住所地が市又は福祉事務所設置町村である場合は当該市等において、福祉事務所を設置していない町村である場合は都道府県において、それぞれ支給していただくこととなります。

(3) 公的年金給付等受給者対象給付金

問23 なぜ、給付金は、法第13条の2の規定による支給停止を受けている者を対象とするのですか。

(答)

- 当該者は、自動的に給付金の対象となる児童扶養手当受給者ではありませんが、ひとり親であって、児童扶養手当受給者と同様の経済状況にある中、併給調整規定によって児童扶養手当の支給を受けていない者であることから、今般の給付金の趣旨に鑑み、その対象とするものです。

また、児童扶養手当の一部支給停止が想定される者については、児童扶養手当受給者であれば、一部支給停止の場合も給付金が支給されることとの公平性を図る観点から対象としていません。

問 24 公的年金給付等受給者用及び家計急変者用の給付金に係る申請書において、「5. 児童扶養手当の支給要件」のうち、「父または母が障害の状態にある場合の児童」については、添付書類として障害年金に係る年金証書等とされていますが、障害等級が1級以外の場合は認められませんか。児童扶養手当の診断書省略ができるケースに該当しない場合はどのように判定することになりますか。

(答)

- 児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態は、国民年金の障害等級1級がほぼこれに相当するものとされていることから、障害年金に係る年金証書等とは障害等級が1級のことを想定しています。

また、身体障害者手帳の交付を受けた方の障害の程度が1級又は2級の方についても、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態に相当するものとすることは差し支えありません。

なお、申請者の配偶者が障害年金を受給していない場合、障害の程度を判断するためには、診断書により判断していただくことになるとは思いますが、既に児童扶養手当の認定を受けている者（全部支給停止を含む。）については、障害の程度を判断するために改めて診断書を提出していただく必要はありません。

児童扶養手当の申請を行っていない場合は、まず児童扶養手当の認定請求をしていただき、当該申請に使用した診断書の写しを給付金の申請に使用することは差し支えありません。

問 25 公的年金給付等受給者用及び家計急変者用の給付金に係る申請書において、「5. 児童扶養手当の支給要件」のうち、「父または母が引き続き1年以上遺棄している児童」、「父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童」、「父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童」については、事実認定はどのように行えばよいですか。

(答)

- 原則として本人の申立てのみにより事実認定して差し支えありません。

問 26 申請者本人は年金を受けていないが、申請者が監護等する児童が年金を受けている場合、申請書と簡易な収入額の申立書はどのように記入したらよいですか。

(答)

- ① 申請書については、「1. 申請・請求者」の「公的年金受給状況」欄は「受けることができる」にチェックし、(種類)には児童が受給している公的年金の種類を記入するとともに、
- ② 扶養義務者用の簡易な収入額の申立書に、児童が受給している年金収入の額を記入してください。

(4) 家計急変者対象給付金

問 27 給付金の支給対象者のうち、家計急変者に対する支給の趣旨は何ですか。

(答)

- ひとり親世帯のうち、これまでは一定の収入があり、児童扶養手当や公的年金等の受給世帯でない世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となっている場合には、その家庭を支援し、子どもの貧困に対応する観点から支給を行うものです。

問 28 新型コロナウイルス感染症の影響について、どのように確認すればよいですか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響については自己申告（「簡易な収入見込額の申立書」の①欄にチェック）により確認いただくものと考えています。

なお、ここでいう新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有することをいいます。

例えば、新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、学校等の休業、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限による影響など、直接・間接を問わず、広く該当するものと考えます。

問 29 家計の急変とは具合的にはどのような変化を指しますか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を指します。

問 30 家計急変者を判定するための具体的な基準について教えてください。

(答)

- 家計急変者について、できるだけ迅速に支給を行うため、簡易な申請を可能とする基準としており、具体的には、
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、
 - ② 令和2年2月以降の任意の1か月（児童扶養手当の受給資格者となった後の1か月）の収入額について、支給要領第2の2（1）の表の左欄に掲げる者（以下「受給資格者等」という。）ごとに、これを12か月換算した収入見込額が同表右欄に掲げる要件を満たす場合（以下、上記①及び②を「具体的な基準」という。）に支給対象となります。

問 31 申請者に法第10条又は第11条に規定する配偶者や扶養義務者がおり、申請者本人分の「簡易な収入見込額の申立書」と扶養義務者等に係る「簡易な収入見込額の申立書」（扶養義務者等分）を提出する場合、それぞれ具体的な基準を満たす必要があるのでしょうか。

(答)

- 家計急変者に対する支給の趣旨としては、これまでは一定の収入があり、児童扶養手当や公

的年金等の受給世帯でない世帯でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準となっている場合に支給を行うものです。

そのため、具体的な基準の①については、申請者本人又はその配偶者若しくは扶養義務者のいずれかが満たしていることにより支給対象者となりますが、具体的な基準の②については、その全員が満たす必要がありますのでご注意ください。

問 32 1年間の収入見込額について、令和2年2月以降の任意の1か月の収入額を基に推定することとしたのはなぜですか。

(答)

○

国内の感染拡大による影響や税制等の猶予措置などの新型コロナウイルス感染症の影響に対しての他制度の対応等を踏まえ、「令和2年2月以降」の収入額を対象とし、給付金の趣旨に鑑み、できるだけ迅速に支給を行うため、「任意の1か月の収入額」を基に、1年間の収入見込額を推定することとしています。

問 33 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額は、収入として得る予定の見込額によることとしてもよいでしょうか。

(答)

○ 支給要件への該当性を適切に判定するため、申請日が属する月（以下「申請月」という。）以前の1か月の収入として得た実績額とするよう、申請者に求めてください。

問 34 申請者が選定する任意の1か月は、令和2年2月以降かつ申請月以前であれば、（令和2年度に家計急変者対象の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給した際に選定した月など）どの月を選定してもよいですか。

(答)

○ 申請者が選定する任意の1か月については、直近の家計の状況に基づく判定が可能となるよう、申請者に対して、申請月に可能な限り近接した月を選定するよう求めてください。

なお、収入を確認するための給与明細書等を申請者が紛失した等の事情により、申請日の属する月から1年以上前の月を「任意の1か月」として選定せざるを得ない場合であっても、

- ・ 選定した月から12か月分の給与明細書等による家計急変後1年間の収入実績
- ・ 令和3年度に確定する税情報に基づく令和2年所得額

等については、過去の収入実績と今回の給付金申請以降の収入見直しには、直接的な因果関係があるものではないため、これらの確認は不要です。

問 35 家計急変者として、令和2年度の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給した者が、今回も家計急変者として給付金の申請をする場合、添付書類の省略は可能ですか。

(答)

○ 今回の給付金と令和2年度の「ひとり親世帯臨時特別給付金」は別事業であること、さらに

は、申請時点における直近の状況に基づき、家計急変者の支給要件への該当性を審査する必要があるため、添付書類の省略はできません。

問 36 「任意の1か月」については、暦通りの月を指しますか。

(答)

- 審査手続き等の負担の軽減の観点から、基本的にこの任意の1か月については暦通りの月を想定しておりますが、これにより難しい特段の事情がある場合には暦通りの月でなくても構いません。

問 37 給与所得者で月末締め翌月払いであるなど、令和2年1月分の給与が同年2月に支払われる場合に、この2月に支払われた給与を対象として判定を行ってもよいのでしょうか。

(答)

- 感染拡大の影響や税制等の対応を踏まえて、令和2年2月以降の収入の減少などを対象としているものであり、令和2年1月の勤務実態に基づき支給される給与は対象とはならないものと考えます。

問 38 任意の1か月の収入額について、どのように12か月換算すればよいですか。

(答)

- 手続きを極力簡素化する観点から、基本的に任意の1か月の収入額を12倍することにより12か月換算するものと考えていますが、これにより難しい場合は、その他の方法で12か月換算して構いません。

問 39 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)について、設定した任意の1か月が年金支払月でない場合には、年金収入は記載しなくてもよいですか。

また、年金生活者支援給付金は、年金収入に含まれますか。

(答)

- 現在年金を受給している場合で、今後1年間受給する見通しである場合には、年金収入を記載する必要があります。
また、年金生活者支援給付金は、法第3条の公的年金給付ではないことから、収入には含まれません。

問 40 令和2年2月以降で収入が無かった月を任意の1か月として設定する申請がなされた場合、給付金の対象となりますか。

(答)

- 申請者に対しては、いつの時点から無収入となり、それが新型コロナウイルス感染症の影響によるものなのか等の詳細について聴取する必要があるため、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書(様式自由)の提出を求めるとともに、申請時点において、申請者の生活を支える扶養義務者等がいる場合には、当該扶養義務者等について設定する任意の1か月の収入

に基づく1年間の収入見込額も踏まえて、判定を行うこととなります。

問 41 令和2年2月以降、申請時点までに自己都合により退職したため、収入が減少した場合も、給付金の対象となりますか。

(答)

- 自己都合のみを理由とした退職によって収入が減少した場合は対象となりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により退職した場合や、自己都合による退職後に新型コロナウイルス感染症の影響により再就職が難しくなり、当該影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合には対象となります。

問 42 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)の確認事項欄にある、「今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。」については、どのような場合が該当しますか。

(答)

- 申請日以後の特定の時期に、例年どおりの事業収入(新型コロナウイルス感染症の影響による減少前の水準の収入)が見込まれる、あるいは、申請時点で収入基準額を上回る年収の職に就いている等の事情が無ければ、確認事項に該当するものと判断して差し支えありません。

問 43 法第9条から第11条に定める「扶養親族等」及び「扶養親族等でない児童」の数について、いつの時点で判定すればよいですか。また、法第10条及び第11条で規定する配偶者及び扶養義務者の有無については、いつの時点で判定すればよいですか。これらの事実確認についてどのような方法により行えばよいですか。

(答)

- いずれも申請の時点で判定してください。
事実確認については、申請者から提出される戸籍謄本や住民基本台帳情報等の公簿等により確認してください。
公簿等による確認が困難な場合には、申請者本人からの申告により確認することとしても差し支えありません。

問 44 例えば、令和3年9月に同年3月分の収入額に基づく年間収入見込額により判定を行う受給資格者が、同年5月に扶養義務者を得た場合、当該扶養義務者の収入についても判定する必要があるのでしょうか。

(答)

- 申請時点における配偶者及び扶養義務者について判定することから、質問のケースにおける扶養義務者等についても判定する必要があります。

問 45 申請者の法第4条に規定する支給要件については、いつの時点で判定すればよいですか。ま

た、どのように事実確認を行えばよいですか。

(答)

- 申請の時点で判定してください。

事実確認については、申請者からの申立のほか、申請者から提出される戸籍謄本又は抄本や住民基本台帳等の公簿等により確認してください。

問 46 給付金の支給要件を判定するために確認する任意の1か月の収入については、申請者並びに当該者に法第10条及び第11条で規定する配偶者や扶養義務者がいる場合の当該扶養義務者等について、同じ月を設定することになりますか。

(答)

- 基本的に同じ月を設定していただくことを考えていますが、例えば、申請者と扶養義務者で繁忙期が異なり、同じ月を設定した場合には実態を反映できない等の事情がある場合には、異なる月を設定しても差し支えありません。

問 47 具体的な基準に基づく判定において、収入ではなく、控除額が多い等の理由により、申請者が所得による判定を希望した場合には、当該所得により判定してよいか。

(答)

- 具体的な基準の特例（以下「特例基準」という。）として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを前提に、申請者並びに当該者に法第10条及び第11条で規定する配偶者や扶養義務者がいる場合の当該扶養義務者等について、支給要領第2の3に規定する「急変後1年間の収入見込額」を「急変後1年間の所得見込額」に読み替えた額が、支給要領第2の2(1)の表の右欄に規定する「支給制限限度額に相当する収入額」を「所得制限限度額」に読み替えた額未満となるときには、支給対象となることとして取り扱います。

これにより、給付金の支給の目的に鑑みて、所得ベースで児童扶養手当の対象となる水準未満のひとり親世帯を広く支援することとします。

問 48 支給要領の第2の3において規定されている「その他1及び2に規定する者と同様の事情にある者」とは、どのような状況にある者が想定されますか。

(答)

- 想定している者としては、例えば、
 - ・ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者には該当しないが、新型コロナウイルス感染症拡大前から、収入が児童扶養手当の対象となる水準となっており、新型コロナウイルス感染症拡大後の収入としても、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかったことに伴い、引き続き同水準で推移し、今後1年間の収入見込としても、収入基準額を上回らない者（何らかの事情により、給付金の申請時点まで児童扶養手当の認定請求をしてこなかった者や、令和元年の収入は児童扶養手当の対象となる水準以上あり、令和2年に収入が減少した者等を含む。）
 - ・ 令和3年4月以降の離婚等により児童扶養手当の受給資格者となった者であって、受給

資格者となった後1年間の収入見込額が、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童扶養手当の対象となる水準となっている者等が該当するものと考えています。

これらに該当する者からの給付金の申請については、「簡易な収入見込額の申立書」の要件1「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入額が減少しました。」にチェックすることに代えて、自身の収入が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童扶養手当の対象となる水準で推移する見通しであることの詳細について記載した申立書（様式自由）の提出を求め、その内容を踏まえて判定を行うこととなります。

問 49 支給要領の第2の3において規定されている「その他1及び2に規定する者と同様の事情にある者」に該当する者が、自身の収入の状況等の詳細について記載する申立書について、様式が定められていないのはなぜですか。

（答）

- 申告すべき事項について一律に定められるものではないため、柔軟な対応が可能となるよう、様式を定めることは予定していません。

問 50 家計急変者対象の給付金の申請において、令和3年4月以降に児童扶養手当の支給要件に該当するに至った者が、婚姻（事実婚を含む。）解消前の時点の自身の収入（無収入）を任意の1か月の収入として設定することはできますか。

（答）

- 給付金の趣旨・目的を踏まえ、児童扶養手当の支給要件に該当する状況で勤務した月を任意の1か月として設定させた上で、支給要件を判定してください。

問 51 勤労学生控除は、所得が65万円以下の場合に受けられるが、任意の1か月の収入を12倍して所得を計算した場合に、その額が65万円以上になった場合には、控除はできないものとして取り扱ってよいですか。

また、勤労学生控除は、特定の学校のみが対象となりますが、通っている学校の確認はしなくてもよいですか。

（答）

- 簡易な申請とするため、所得制限を考慮しなくても差し支えありません。学校については、本人の申立てにより簡易に確認をしてください。

3. 公的年金給付等受給者又は家計急変者としての支給要件への該当性を判定する収入・所得

問 52 法に規定する支給の制限に用いられる所得ではなく、収入で判定することとしたのはなぜですか。

（答）

○ 所得の見込みで判定することとした場合、収入から差し引かれる必要経費等や人的控除を含む所得控除等について申請者において計算を行う必要が生じます。

これらの申請者の負担などを極力削減し、できるだけ迅速に支給を行うため、所得ではなく、収入により判定を行うこととしています。

ただし、所得での判定の方が申請者に有利である場合には、所得による判定も可能です。

問 53 収入の範囲は、具体的にどのようなものになりますか。

(答)

○ 具体的には、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金等収入、令第3条第1項に規定する当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的利益（以下「養育費」という。）及び法第13条の2に規定する給付等（以下「公的年金給付等」という。）の経常的な収入になります。

問 54 各種控除等の適用状況によって同じ収入の額であっても所得の額が異なることがありうるが、収入の申立書様式に示されている扶養人数ごとの基準額表のように一律の基準で判断して問題ないのですか。

(答)

○ 扶養人数ごとの基準額表は、給付金を適切かつ迅速に支給する観点から、申請の簡素化を図るため、児童扶養手当制度における計算方法を踏まえて作成したものです。

あくまでも簡易的に収入で判定する際に用いるものであり、申請者によって収入による判定が不利になるということであれば、所得による申請も可能としていることから、そちらをご案内ください。

問 55 「簡易な収入（見込）額の申立書」（申請者本人用）に記載する年金相当収入額について、児童扶養手当相当額を差し引くのはなぜですか。

(答)

○ 児童扶養手当の支給認定を受けていない年金受給者について、その実質的な収入が児童扶養手当受給者と同様であるかどうかを確認するためです。

問 56 収入の額を確認する添付書類としてどのようなものが考えられますか。

(答)

○ 例えば、

- ・ 給与収入を有する方については給与明細書など、
- ・ 事業収入又は不動産収入を有する方については帳簿など、
- ・ 公的年金等収入を有する方については年金額改定通知書、年金振込通知書などが考えられます。

問 57 賞与や持続化給付金などの臨時的な収入は、給付金の支給要件を判定するための収入の範囲

に含まれますか。

(答)

- 含まれません。

問 58 「簡易な収入見込額の申立書」では、申請者本人分について記載することが前提とされていますが、申請者本人分だけで判定するのですか。

(答)

- 具体的な基準による判定については、基本的には申請者本人について行うこととなりますが、申請者本人に、法第 10 条又は第 11 条に規定する配偶者や扶養義務者がいる場合は、当該扶養義務者等についても「簡易な収入見込額の申立書」(扶養義務者等用)を記載していただき、その内容についても勘案の上、判定を行うこととなります。

問 59 「簡易な収入見込額の申立書」(扶養義務者用)について、生計を同じくする扶養義務者が複数人いる場合、全員分について提出する必要がありますか。

(答)

- 生計を同じくする扶養義務者がいる場合は、原則、その全員分を提出していただきます。ただし、明らかに収入がないことが確認できる扶養義務者については、提出不要としても差し支えありません。

問 60 所得により判定を行う場合、当該所得の計算の前提となる収入の範囲は、どのような内容になりますか。

(答)

- 所得による判定については、児童扶養手当の支給水準未達の低所得のひとり親世帯に対して、広く支援することを目的としていることに鑑みて、政令第 3 条第 1 項に定める所得により判定することとなりますが、できるだけ簡易な申請とする観点から、収入により判定する場合に考慮する範囲と同一の収入により計算できるよう、「簡易な所得見込額の申立書」を作成しており、これにより判定する所得が要件を満たす場合は、給付金の支給対象として差し支えありません。

問 61 令和元年は年金を受給していなかったが、令和 2 年から年金を受給し始めた場合、「簡易な収入額の申立書」に記載する年金収入は 0 円になりますか。

(答)

- お見込みのとおりです。

問 62 一般的に、給与所得者などは源泉徴収のみで課税関係が終了することから、各種控除等の計算を行うことは困難ではないでしょうか。

(答)

- 一般的に、給与所得者などは源泉徴収のみで課税関係が終了することから、各種控除等を計算することが困難であることや、簡易な申請により給付金の支給要件について判定を行い、迅速

に給付金を支給する趣旨に鑑みて、実施要綱（例）の「簡易な所得見込額の申立書」に示す簡易な計算方法により所得額を計算して構いません。

問 63 「簡易な所得見込額の申立書」の添付書類として、控除額が分かる書類は必要ですか。

（答）

- 簡易な申請手続により迅速に支給を行うため、事業所得又は不動産所得に係る必要経費が分かる書類を除き、自己申告によるものとしています。

問 64 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者からの申請受付において、収入ではなく、控除額が多い等の理由により、申請者が所得による判定を希望した場合には、「簡易な所得額の申立書」の提出を求め、令和元年の所得額について確認することとされていますが、これに代えて、税情報や公的年金情報等の公簿等により確認を行うこととしてもいいですか。

（答）

- 公簿等で、必要な税情報や公的年金情報等の確認ができる場合には、公簿等の確認で対応することとして差し支えありません。

また、公簿等の確認で対応する場合には、添付書類の給与明細書等は省略して差し支えありません。なお、この場合には、公簿等で確認できない養育費や非課税の公的年金収入についても適切に勘案の上、判定してください。

4. 広報関係

問 65 給付金の支給要件等に関する周知について、広報チラシ等の参考例は国から示されますか。

（答）

- 都道府県等で広報を行っていただくための広報チラシ等の参考例を作成、配布します。

問 66 家計が急変した者等への申請勧奨等を行う際、児童扶養手当の受給資格者等に関する情報を利用することはできますか。

（答）

- 児童扶養手当の受給資格者等に関する情報を給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を関係機関等に提供することについては、各都道府県、市町村の一般的な個人情報の取扱いを踏まえて必要となる手続等に沿って行っていただくこととなります（例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について、個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行っていただくこととなります）。

問 67 令和3年7月に児童扶養手当の新規認定請求を行った児童扶養手当受給資格者については、現況届の手続をする必要はありませんが、家計が急変した者等への給付に係る申請勧奨はどの

ように対応すればよいですか。

(答)

- 当該児童扶養手当受給資格者については、必要に応じて個別に案内等をしていただくこととなります。

5. 支給事務

問 68 令和3年4月分児童扶養手当受給者へ支給の申込みに関する通知を送付する際、受給拒否のための届出書は同封せず、ホームページに掲載して周知する方法でもよいですか。

(答)

- 贈与契約の成立のためには、支給対象者に対して、給付金支給の案内(チラシ)を個別に送付する必要があります。

この際、受給拒否のための届出書は、必ずしも同封する必要はありませんが、その場合には、同封していない旨の説明書き、入手方法(例えば、都道府県等のホームページからダウンロードできる等)、送付先、受付期限(○月○日消印有効、締切厳守)等について案内してください。

問 69 児童扶養手当受給者への給付の受給拒否のための届出書を誤って返送してきた対象者について、当該受給拒否の取下げを認めることはできますか。

また、認めることができる場合は、いつまでの取下げが可能ですか。

(答)

- 届出が過誤であること等が判明した場合は、後日のトラブルを防止するために、その記録を残した上で、支給の手続を行ってください。

また、取下げを認める期限としては、令和4年2月28日まで又は令和4年3月中で都道府県知事等が定めた日までになります。

問 70 公的年金給付等受給者及び家計急変者対象の給付金に係る申請受付開始日について、国から統一的に示されますか。

(答)

- 統一的な申請受付開始日を国から示すことは予定していませんが、給付金の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに受付を開始していただくようお願いいたします。

問 71 公的年金給付等受給者及び家計急変者対象の給付金に係る申請期限は、令和4年2月28日までの最大限の期間で設定するようにした方がよいか。

(答)

- 申請期限は、可能な限り令和4年2月28日とするとともに、申請期限を過ぎて申請を行った者等についても、給付金の支給が年度内に完了することが確実である限りにおいては申請を受け付けるなど、柔軟な対応を取ってください。

問 72 申請期限を設ける場合、申請期日の消印有効とするのか、それとも申請期限までに郵送されてきたものを有効（期日必着）とするのですか。

（答）

- 一般的には、申請期限までに郵送されてきたものを有効として取り扱うこととなりますが、都道府県等の判断により、申請期限までに消印されているものを有効な申請として取り扱っていただいで差し支えありません。

問 73 給付金の支給日については任意に設定してよいですか。また、申請が必要な給付金は審査が終わった者から随時支払いを行っても差し支えないですか。

（答）

- 申請が不要である令和3年4月分児童扶養手当受給者への給付金については、給付金の趣旨に鑑み、可能な限り令和3年5月末までに支給していただきたいと考えています。
申請が必要となる、公的年金給付等受給者や家計急変者への支給についても、可能な限り速やかに支給していただくことを想定しています。

問 74 DVにより、住民票を転入前の住所地から移動していない場合、生活実態のある避難先の都道府県等に給付金の申請をすることはできますか。

（答）

- 貴見のとおりです。

問 75 児童扶養手当の新規認定請求の際に戸籍等を提出させており、これを都道府県等が保存している場合は、申請者から改めて提出は求めない取扱いとしても差し支えありませんか。

（答）

- 貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

問 76 法第 27 条の規定により、給付金の申請時に提出する戸籍について、市町村が戸籍事項を無料で証明することはできますか。

（答）

- 法第 27 条は、児童扶養手当の認定請求書等に添付する戸籍事項に関して、無料で証明を行うことができる根拠を規定しているものであるため、給付金においては、戸籍事項の無料証明はできないものと考えます。

問 77 公的年金給付等受給者への給付金について、年金証書や通帳等で年金の受給状況が確認できない場合は、年金事務所への照会が必要となりますか。

（答）

- 申請者が、令和元年の年金決定通知書や年金額改定通知書、年金振込通知書等を紛失した等の理由により提出ができない場合であって、直近の年金受給額が令和元年の年金受給額と大き

く変更されていないなどの合理的理由（申請者又は扶養義務者等の自己申告を含む。）がある場合には、直近の額のみを記載している通知書などをもって確認を行って差し支えありません。

やむを得ず、このような対応ができない場合についてのみ、申請者の同意を得て、都道府県等から日本年金機構等へ年金関係情報の公用照会を行うことが必要になると考えられますが、照会方法等の詳細については別途お知らせします。

問 78 住所を変更する者については、どのように対応すればよいですか。

（答）

- 児童扶養手当の受給者（全部支給停止者を含む）は、「児童扶養手当市等事務取扱準則について」（平成 14 年 7 月 4 日付雇児発第 0704003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第 9 により、受給者から提出される住所変更届に基づき市町村間の移管の手続きを行うこととなりますので、3 月末までに転居した場合は、転居先の市町村において給付等の事務を行うこととなります。

なお、法第 13 条の 2 の規定に基づき、令和 3 年 4 月分の児童扶養手当の全部を支給停止されている者が転居した場合も、同様に転居先の市町村で事務を行うこととなります。

問 79 支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。

（答）

- 口座振込による支給が原則であると考えますが、本給付金の趣旨に鑑み、金融口座を持っていない者や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる者等、振込による支給が困難な者への支給にも対応していただく必要があるものと考えています。

問 80 令和 3 年 4 月分児童扶養手当受給者への給付金の支給について、支給対象者の同意があれば、児童扶養手当の支給口座へ振込みを行うことはできますか。

（答）

- 児童扶養手当受給者分については、給付金の受給資格者から受給拒否届が提出された場合を除き、原則として児童扶養手当の支給口座に振り込むことを想定しています。なお、申請が必要な給付金に係る振込口座については、国においてお示しする実施要綱（例）により申請していただくこととなります。

問 81 振込口座は、支給対象者の口座に限ることとなりますか。

（答）

- 原則、児童扶養手当振込口座又は申請者名義の預金口座に支払うことを想定しています。
また、児童手当の振込口座など他の給付制度で使用している口座への振込を申請者が希望する場合には、都道府県等において当該口座を確認し、申請書への口座情報の記入を省略させる取扱いとしても差し支えありません。

問 82 口座振込の名義は、例えば「コソダテシエンタイサクトクベツキュウフキン」として別建て

する必要がありますか。

(答)

- 基本的には、児童扶養手当と明確に分けるためにも「コソダテシエンタイサクトクベツキウフキン」等として別建て名義でお願いします。

問 83 振込みを行ったことの通知は発送しなければいけませんか。

(答)

- 令和3年4月分児童扶養手当受給者に係る給付金については、支給のお知らせに対する受給拒否の申出がないことをもって、民事上の贈与契約が成立した上で支給するため、特に振込通知の必要はないものと考えていますが、申請者からの問い合わせの対応が増える等を考慮して、実施主体の判断で実施していただいても構いません。

問 84 全国統一の振込手数料を設定する予定はありますか。

(答)

- 国から全国一律の振込手数料を設定する予定はありません。手数料の額は、都道府県等と金融機関との間で適切に定められるものと考えています。

問 85 申請が必要となる給付金については、代理申請は認められますか。

(答)

- 原則として支給対象者本人による申請がなされるべきものと考えますが、個別の事情により、代理申請が必要と認められる場合は、申請を行うべき者と代理人の関係を十分確認のうえ、代理申請を認めることとして差し支えありません。

問 86 申請書や簡易な収入額の申立書の書式等は、自治体の判断で修正・追記等を行ってもよいですか。

(答)

- 支給要領で規定している支給要件への該当性の判断に影響を与えず、かつ、申請者に追加的な負担を求めない範囲内であれば、差し支えありません。

6. 予算関係

問 87 事業費補助金及び事務費補助金の交付対象自治体はどのようになりますか。

(答)

- 事業費補助金の交付対象自治体は、都道府県等となります。
事務費補助金については、福祉事務所を設置していない町村についても、給付金の申請受付事務等を行っていただくこととしていることから、都道府県等に加え福祉事務所を設置していない町村も交付対象自治体となります。

なお、福祉事務所を設置していない町村に対する補助金の交付方法については、都道府県からの間接補助となります。

問 88 事務費補助金の対象経費はどのようになりますか。

(答)

- 給付金給付事務に必要な、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、会議費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、使用料及び賃借料、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託料、負担金、その他厚生労働大臣が認めた経費が対象経費となります。

具体的な経費の内容としては、正規職員の時間外手当、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、口座振込手数料、パソコンのレンタル（又はリース）、郵送申請のための返信用封筒及び郵送料、消耗品費、システム整備に要する経費などが想定されます。

問 89 10/10 補助となっていますが、事務費補助金についての上限はありますか。

(答)

- 事務費補助金としての補助額の上限を設ける予定はありませんが、算定に当たっては、「令和 2 年度母子家庭等対策総合支援事業費（ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費分）給付事務費」の所要額を参考に見込んでください。

問 90 事務費補助金の対象とならないものはありますか。

(答)

- 正規職員の給与（超過勤務手当を除く。）、パソコンの購入等は対象外です。なお、パソコンは、レンタル（又はリース）であれば対象となります。

問 91 児童扶養手当と併せて広報・勸奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 給付金に係る事務を併せて行うことにより、追加で発生した経費が事務費の対象となります。

問 92 正規職員の超過勤務手当等に係る事務費の取扱いはどのようになりますか。また、会計年度任用職員及び臨時的任用職員が給付金の支給に係る業務と他の業務を兼ねている場合の事務費の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 正規職員については、給付金の支給事務を行うことにより追加的に発生した超過勤務に係る手当が事務費の対象となります。また、会計年度任用職員及び臨時的任用職員については、全体の業務に占める給付金の支給に係る業務の割合等を元に、合理的な方法により事務費の対象と

なる経費を算出していただくこととなります。

問 93 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。

(答)

- 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)別記の歳出予算に係る節の区分(第 15 条関係)第 19 節「負担金、補助及び交付金」が適切であると考えますが、各自治体の実情によって適切な区分で計上してください。

問 94 交付申請はいつまでに行わなければなりませんか、また交付決定はいつ頃の予定ですか。

(答)

- 交付申請書の提出期限は、別途、お知らせいたします。

問 95 交付額については、見込み額であり、支払後精算を行うという理解でよいですか。

(答)

- 変更交付申請・決定の際にご連絡する予定としています。

問 96 交付申請書に歳入歳出補正予算見込み書等抄本を添付しなければ交付申請できませんか。

(答)

- 交付申請書提出時に歳入歳出補正予算見込み書抄本又は専決処分見込み書抄本の提出が間に合わない場合には、今後、給付金に係る所要額を補正予算措置する予定である旨を明記した首長名の文書を交付申請書と合わせて提出いただき、後日、歳入歳出補正予算見込み書抄本等を提出いただくことで、差し支えありません。

問 97 国から提示のあった交付決定額は、補正後の歳出予算として必ず計上しなければなりませんか。

(答)

- 今回、国から交付決定額を予めお示しすることとしたのは、極めて短期間で交付決定の手続きを進める必要があるため、個々の自治体ごとの所要額推計にはよらず、全国一律の条件設定で算出した額により交付決定を行うことが、最も迅速、かつ、簡便に手続きを進めることが可能であると判断したことによるものです。

個々の自治体ごとに所要額の過不足を勘案、調整した上での変更交付決定については、事業費、事務費のいずれについても、別途、実施いたします。

7. ひとり親世帯分とその他の子育て世帯分の併給調整等

問 98 子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分と、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分(以下「その他世帯分」という。)双方の支給要件を満たすひとり親世帯に対しては、両

方の給付金を支給して差し支えありませんか。

(答)

- ひとり親世帯分の給付金の支給においては、支給対象者単位で、その他世帯分の給付金との併給調整を行うこととなります。

このため、ひとり親世帯分の公的年金給付等受給者又は家計急変者対象の給付金の申請者が、その他世帯分の給付金の支給対象者として既に支給を受けたことがある場合には、ひとり親世帯分の給付金の支給はできません。

問 99 子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分と、その他世帯分双方の支給要件を満たすひとり親世帯に対しては、どちらの給付金を優先して支給することになりますか。

(答)

- ひとり親世帯分とその他世帯分双方の支給要件を満たす場合については、給付金間での優先順位はなく、先に支給決定がなされた方を優先して支給することとなります

このため、仮に、ひとり親世帯分の公的年金給付等受給者又は家計急変者対象の給付金を申請すれば受給可能な者についても、その他世帯分を積極支給して差し支えありません。

また、ひとり親世帯分、その他世帯分双方の子育て世帯生活支援特別給付金を申請可能な支給対象者は、いずれを選択して申請してもよいこととなります。

問 100 子Cにつき令和3年4月分の児童手当を受給しているAが令和3年度住民税非課税である場合、Aに子Cについてのその他世帯分の給付金が積極支給された後、離婚し、Aの配偶者であったBが子Cを監護等している場合、当該Bが家計急変者の要件を満たしていれば、ひとり親世帯分の給付金を支給できますか。

(答)

- 貴見のとおりです。

問 101 子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分を受給した後、出産等で受給者が監護等する児童が増えた場合、増えた児童の分の給付金を追加で支給できますか。

(答)

- ひとり親世帯分の給付金は、児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者については令和3年4月分の児童扶養手当受給資格、家計急変者については申請時点の児童扶養手当受給資格により、それぞれ支給要件への該当性を判定した上で支給するため、給付金を受給した後に増えた児童の分の給付金を、ひとり親世帯分の給付金支給の枠組みでは支給できません。

増えた児童分については、市町村民税非課税等の要件に該当すれば、当該児童の数を算定基礎としたその他世帯分の給付金を支給することになります。